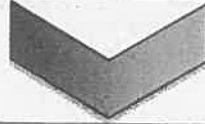


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 塩 田 俊一郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 10 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 9 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	39, 940, 000 31, 952, 000	一括	7, 988, 000	123, 709	26, 508
1	14, 380, 000				
2	25, 560, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 練馬区大泉学園町四丁目
地 番 88番5
地 目 宅地
地 積 163.63平方メートル
- 2 所 在 練馬区大泉学園町四丁目88番地5
家屋 番号 88番5の2
種 類 居宅・事務所
構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建
床 面 積 1階 86.95平方メートル
 2階 79.49平方メートル
 地下1階 29.81平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 22 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

(1) 1 階北西側事務所部分につき、本件債務者が占有している。

(2) (1)以外のその余の部分につき、本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|------------------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 練馬区大泉学園町四丁目 | |
| | 地 番 | 88 番 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 163.63 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 練馬区大泉学園町四丁目 88 番地 5 | |
| | 家屋 番号 | 88 番 5 の 2 | |
| | 種 類 | 居宅・事務所 | |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下 1 階付 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 86.95 平方メートル |
| | | 2 階 | 79.49 平方メートル |
| | | 地下 1 階 | 29.81 平方メートル |



令和8年(ケ)第 138号
令和8年 6月 4日 受理
令和8年 7月14日 提出
(評価人 曾我 一郎)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 練馬区大泉学園町四丁目

地 番 8 8 番 5

地 目 宅地

地 積 1 6 3 . 6 3 平方メートル

2 所 在 練馬区大泉学園町四丁目 8 8 番地 5

家屋 番号 8 8 番 5 の 2

種 類 居宅・事務所

構 造 木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下 1 階付 2 階建

床 面 積	1 階	8 6 . 9 5 平方メートル
	2 階	7 9 . 4 9 平方メートル
	地下 1 階	2 9 . 8 1 平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	練馬区大泉学園4丁目27番41号	
土地	物件1	
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)	
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □	
占有者及び占有状況	■所有者 □その他の者 上記の者が上記物件1土地に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:	
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	■所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を 居宅・事務所 として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(占有関係用 (2占))

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■ 1階北西側事務所部分を除く部分	
占有者		■ 1階北西側事務所部分	
占有状況		☐ 債務者 ☒ 所有者 ☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☒ 陳述 (■ A (所有者兼債務者会社代表者)) ☐ 文書 ()	
占有権原		☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☒ 所有権	
占有開始時期		年 月 日	
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他 ()	
賃料・支払時期		毎金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 円 ☐ ある ☐ 金	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有者兼債務者会社 代表者)	1 本件建物の1階北西側事務所部分を除く部分は、私が居宅として使用しています。 2 本件建物1階北西側事務所部分は、債務者会社が事務所として使用しています。 債務者会社の代表者は私であり、賃貸借契約等はなく、無償で使用しています。 3 表札に「B」の表示がありますが、これは債務者会社を示しています。 (令和8年6月23日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件2建物2階上部に動産類が置かれているスペースがあるが、天井の高さが1.5メートル未満であり、屋根裏収納であると考える。
- 3 物件2建物の占有状況は、表札の表示、所有者Aあて郵便物の存在、債務者会社名義の医療用具販売業届出書の存在、提出された回答書の内容及び関係人の陳述並びに現場の状況から、2枚目及び3枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月11日 13:30-13:50	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和8年6月23日 11:00-11:30	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 所有者兼債務者会社代表者 A に 面接聴取

(特記事項)

☒ 令和8年6月23日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

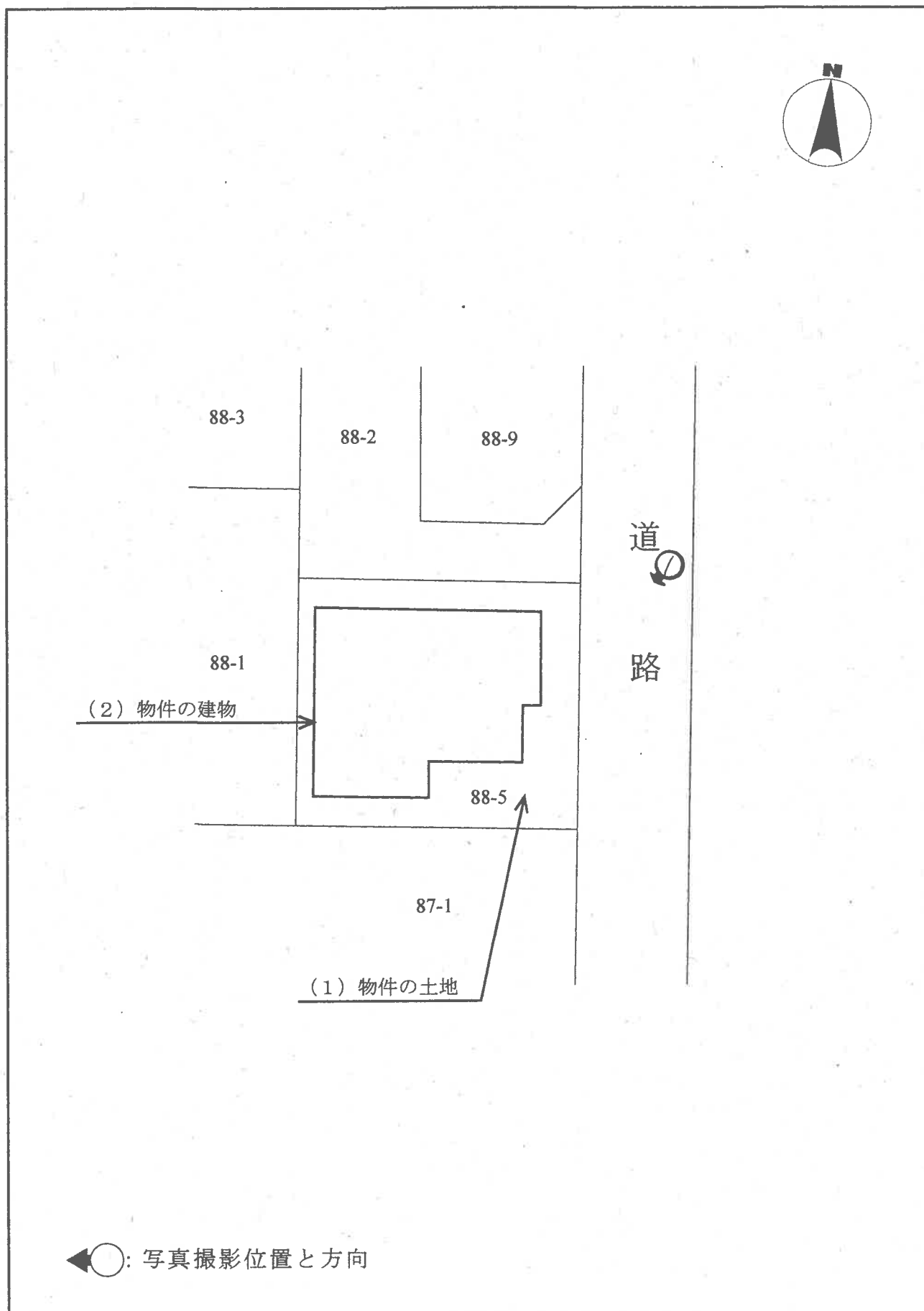
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。。

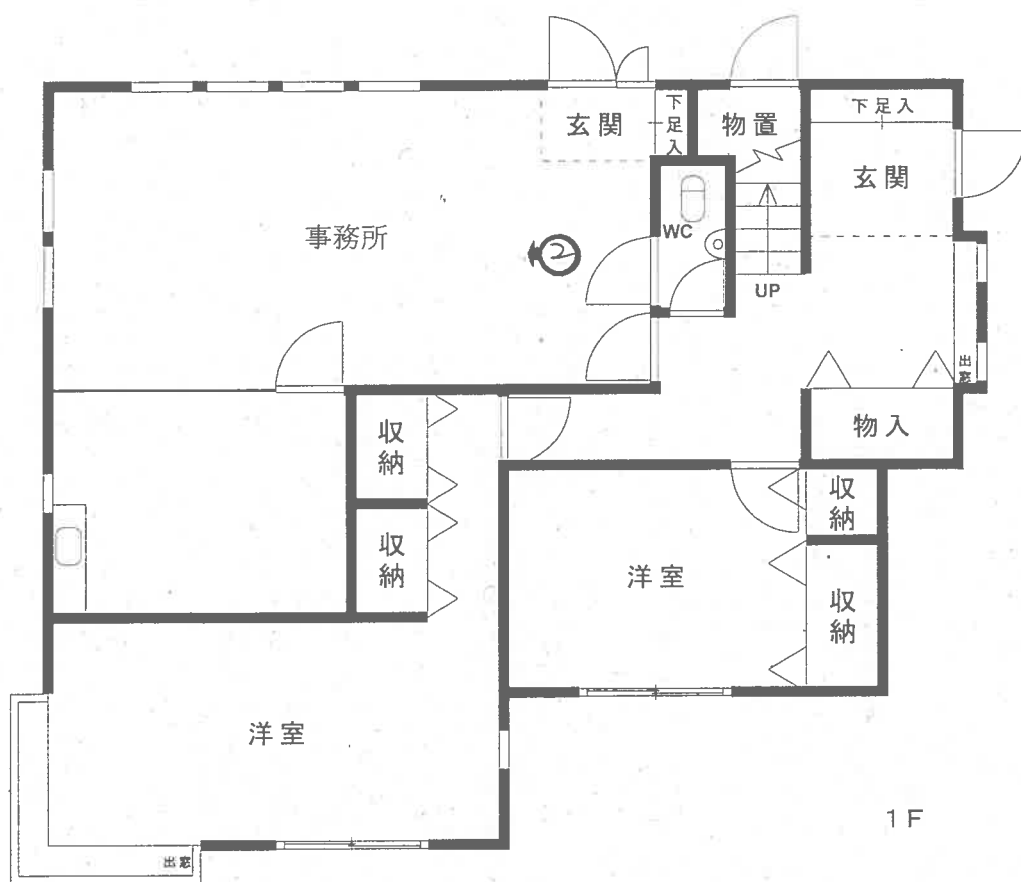
☐

(写真 4点添付)

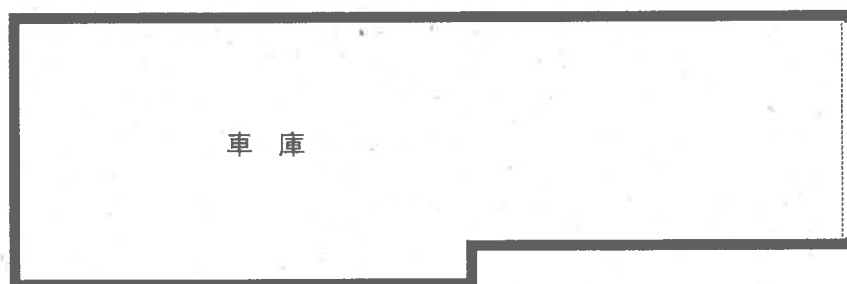
土地建物位置関係図

令和8年（ケ）第138号

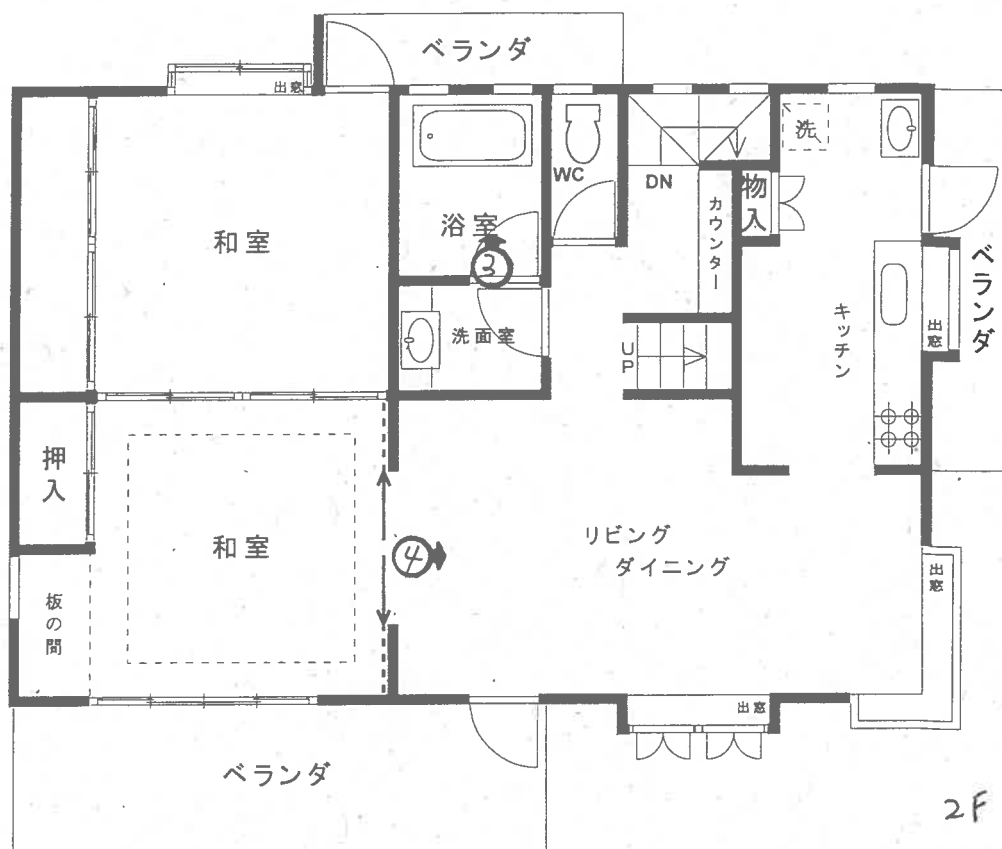




1F



B1F



1



2



3



4



令和 8 年（ケ）第 1 3 8 号
令和 8 年 6 月 2 3 日 現 地 調 査
令和 8 年 7 月 1 5 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

第1 評価額

一括価格	
金 39,940,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 14,380,000円
物件2（建物）	金 25,560,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		住居表示：練馬区大泉学園町4-27-41
番号	特 記 事 項		
	特になし		

* 現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 練馬区大泉学園町四丁目 | |
| | 地 番 | 88番5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 163.63平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 練馬区大泉学園町四丁目88番地5 | |
| | 家屋 番号 | 88番5の2 | |
| | 種 類 | 居宅・事務所 | |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 86.95平方メートル |
| | | 2階 | 79.49平方メートル |
| | | 地下1階 | 29.81平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「大泉学園」駅より北東方道路距離約 2.3 km, バス停留所「大泉風致地区」より南東方道路距離 480m（徒歩約 6 分）、コミュニティバス停留所「学園通り補助 230 号線」より南東方道路距離 300m（徒歩約 4 分）、練馬区大泉学園町四丁目 27 番街区に位置する。		
付 近 の 状 況	道路整備工事事業中至近に一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考 慮 し な い 一般的な規制）	区 分 境 界	北側都市計画道路計画線 から 30m以内	北側都市計画道路計画線 から 30m以南
	都 市 計 画 区 分	市街化区域	市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域	第一種低層住居専用地域
	建 蔽 率	60%（風致地区による制限 40%）	50%（風致地区による制限 40%）
	容 積 率	300%（地区計画による制限 100%）	100%
	防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	防火地域 20m第二種高度地区、最低敷地面積 75 m ²	準防火地域 最高高さ 10m第一種高度地区、最低敷地面積 80 m ²
日影規制区域, 補助 230 号線大泉学園町地区地区計画区域（補助 230 号線沿道地区 B 地区、住宅地区 C 地区）、練馬区景観計画区域（ゆとりある住まい景観ゾーン）、練馬区風致地区（大泉風致地区、B 地域、C 地域）、再開発促進地区（大泉学園町地区）、土地地区画整理事業を施行すべき区域（練馬大泉石神井付近）			
画 地 条 件	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	積 状 長 方 形 間口約 12m・奥行約 13.6m 前面道路とほぼ等高、地勢はほぼ平坦 特になし	163.63 m ²
接面道路の状況等	東側幅員約 5.4m区道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号、主要生活道路（計画幅員 6m以上））に接する中間画地。		
土地の利用状況等	物件 2 の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。		
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 道 下 水 道	あり 前面道路に取り出し口あり あり ※ 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。	

特 記 事 項	・東京都建設局(第四建設事務所)によると、北側至近で東西に走る道路は整備工事事業中(東京都市計画道路補助第230号線, 告示番号: 関東地方整備局告示第4号, 事業認可日: 平成22年8月10日, 計画幅員: 18m)であり, 現段階では令和9年3月31日に供用開始予定であるが, 変更となる可能性もある, とのことである。 ・練馬区東部地域まちづくり課によると, 目的物件北側至近の東京都市計画道路補助第230号線の供用開始がなされるまで地区計画による容積率制限がかかるとのことである。 ・目的物件は東側で, 地区計画による区画道路7号に接しており, 建替時は計画幅員6mのための壁面後退を要する。なお, 当該計画線内の敷地部分については, 所定の制限がある。また, 練馬区東部地域まちづくり課によると, 将来的には幅員6mの拡幅による道路整備計画がある。 ・練馬区開発調整課によると, 風致地区による建蔽率等の一定の制限がある。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成3年10月23日新築 約35年 約5年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建 吹付タイル等 ビニールクロス貼, 合板, プリント合板, 和壁, 無垢材等 ビニールクロス貼, 敷目板, 合板張り, 無垢材等 フローリング, 畳, タイル貼等 キッチン, 浴室, トイレ等 屋根裏がある。
床 面 積	1階86.95㎡, 2階79.49㎡, 地下1階29.81㎡, 延床面積196.25㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	事務所・居宅・車庫 事務所+4LDK+屋根裏+車庫
品 等	概ね中級程度	
保守管理の状態	老朽化, 陳腐化している。壁紙にクラック等がところどころに見られる。	
建物の利用状況	① 1階北西側事務所部分を除く部分は, 所有者が居宅として使用, 占有している。 ② 1階北西側事務所部分は, 債務者会社が事務所として使用, 占有している。	
特 記 事 項	現行の建物の消化容積率は, 地区計画による容積率制限を超過している。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	289,000	× 1.00	× 163.63	× 0.95	= 44,920,000

総額(円)については、1万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 練馬-14

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 289,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/100 \times 100/102 = 289,000 \text{ 円/㎡} \\
 & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地 域 格 差：地価公示地の所在地域は、対象地域と比較して住環境等は優れている。

イ 個 別 格 差：①地区計画・風致地区等による壁面後退を要し、将来的に道路拡幅予定がある±0
②現行建物は地区計画による容積率を超過している±0、計±0%（1.00）と判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 建 付 地 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
2	255,000	× 196.25	× 0.10	= 5,000,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 35 年，経済的残存耐用年数約 5 年，観察減価率 20%（保守管理の状況を考慮した）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

現価率： 経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 5 年 ÷ (35 年 + 5 年) × (1 - 0.20) = 0.10（小数第 3 位を四捨五入）

エ 建物価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (注) イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	44,920,000	× 0.60	法定地上権	= 26,950,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行，課税上の割合等を参考に，建物の性質，地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基 礎 と な る 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 価 格 の 控 除 及 び 加 算 (円) イ	占 有 減 価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評 価 額 (円)
1	(44,920,000	－ 26,950,000)			× 0.8	= 14,380,000
2	(5,000,000	＋ 26,950,000)			× 0.8	= 25,560,000
一 括 価 格 (合 計)						39,940,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（練馬-14）

所 在：練馬区大泉学園町4丁目109番8

住 居 表 示：大泉学園町4-31-10

価 格：289,000円／m²

位 置：西武池袋線「大泉学園」駅より道路距離約2.6km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：108m²

供給処理施設：水道・ガス・下水道

接 面 街 路：南側幅員約5.7m区道に接する中間画地

用途指定等：第一種低層住居専用地域（建蔽率50％，容積率100％）

準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ閑静な住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

建物図面・各階平面図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

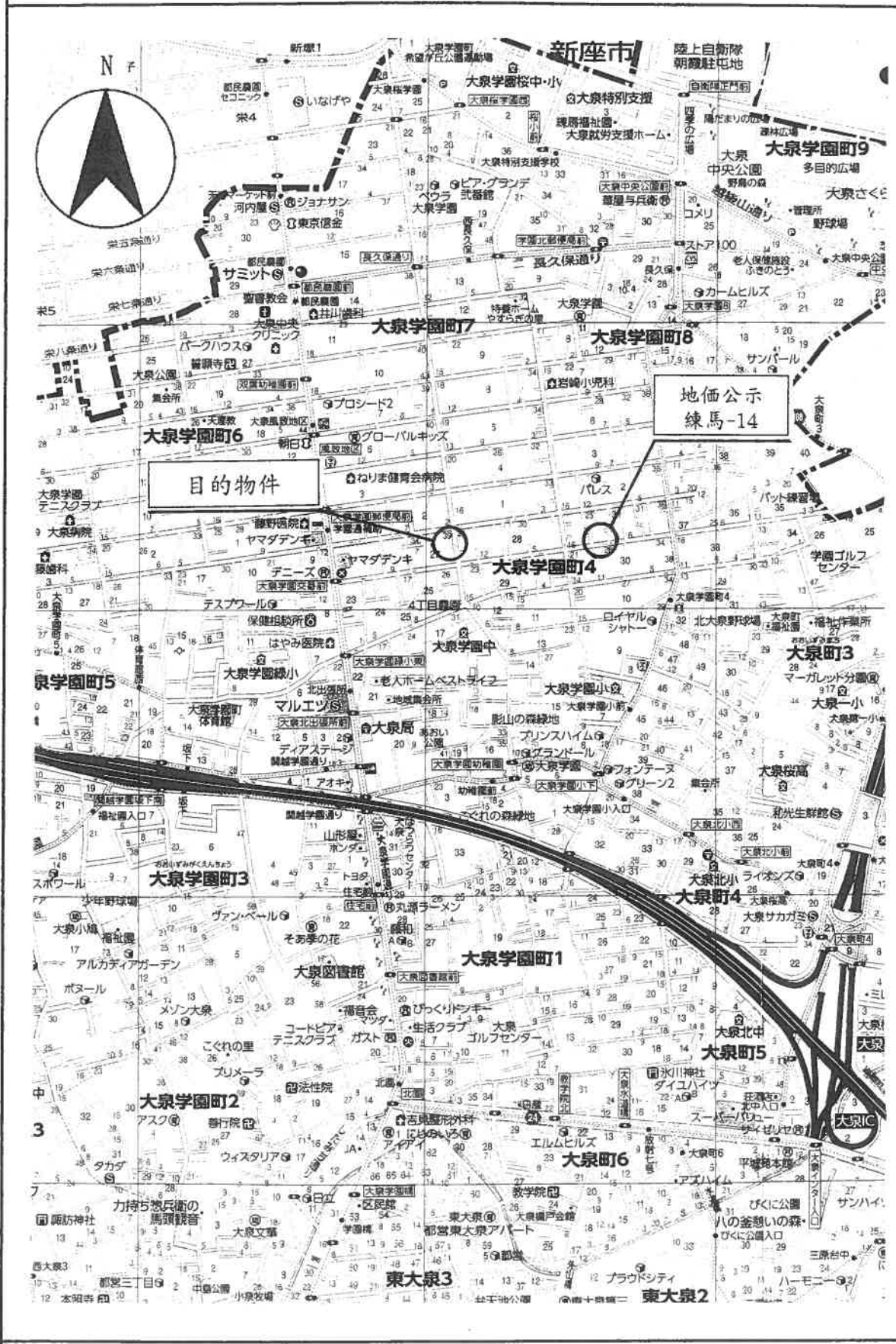
以 上

令和8年7月15日

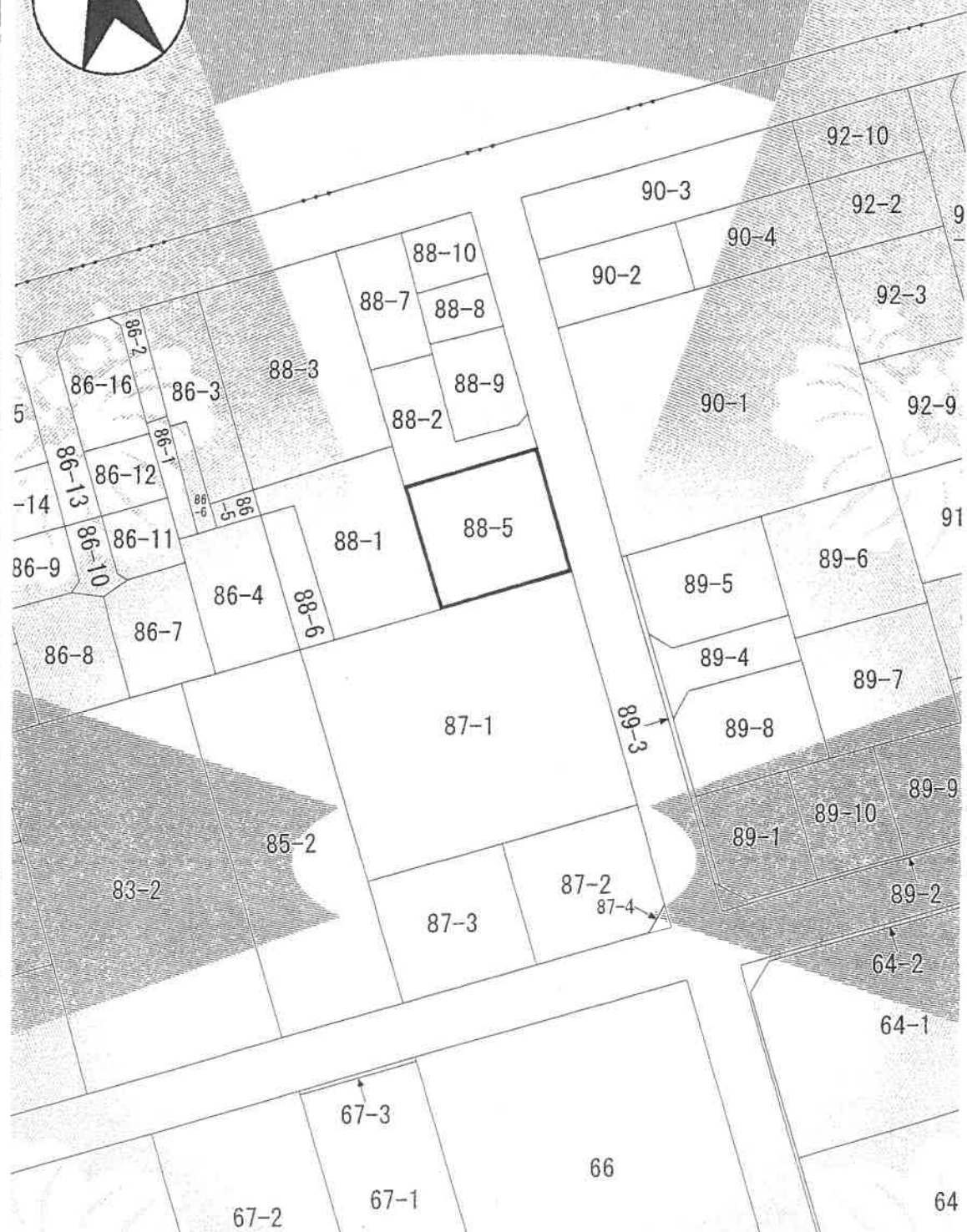
評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

位置図



公 図 写



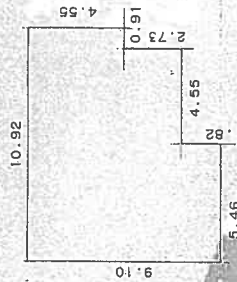
1 : 600

登記年月日：平成3年10月29日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(東京法務局 簿記出所 所管轄)
令和8年3月26日 東京法務局 登記官

各階平面図

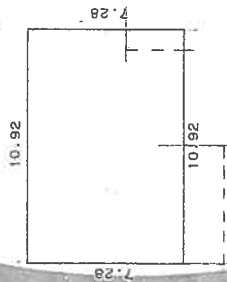
1階平面図



求積の方法
 $4.55 \times 10.92 = 49.6860$
 $2.73 \times 10.01 = 27.3273$
 $1.82 \times 5.46 = 9.9372$
86.9505

1 階床面積 M^2 86.95

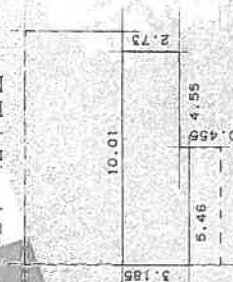
2階平面図



求積の方法
 $7.28 \times 10.92 = 79.4976$

2 階床面積 M^2 79.49

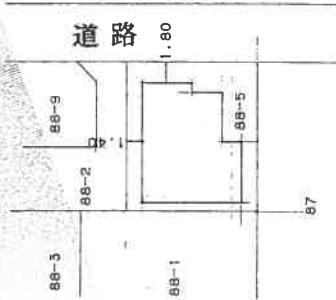
地下一階平面図



求積の方法
 $2.73 \times 10.01 = 27.3273$
 $0.455 \times 5.46 = 2.4843$
29.8116

地下一階床面積 M^2 29.81

建物図面



距離単位メートル

015718

距離単位メートル

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会用品紙)

請求番号：6-3